

## 暮らし・お知らせ

### 後期高齢者医療制度の被保険者の方へ 人間ドックの費用を一部助成します

費用の助成は、人間ドック受診時に全額を自己負担していただいた後、区役所の後期高齢者医療担当窓口へ申請してください。

●**上限額** 26,000円(年度中1回)

#### ●申請に必要なもの

- 受診された人間ドックの領収書
- 検査結果通知書一式(コピー可)
- 後期高齢者医療被保険者証
- 口座情報のわかるもの
- 申請書

問合せ 大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課  
☎4790-2031 FAX4790-2030

### 産後ケアの利用登録は オンラインで!

助産師などの専門スタッフが母親の心身のケアや育児のサポートを行う「産後ケア事業」の利用登録申請が、大阪府行政オンラインシステムでできるようになりました。

自宅でできる便利なオンライン申請をぜひご利用ください。

問合せ 保健福祉課(運営)2階24番  
☎6464-9882 FAX6462-4854

### 子育て中のカラスに 近づかないで

4~6月は、たいせつな卵やヒナを守るため、一部の親カラスが近づく人を追い返そうと大きな声で鳴き続けたり、威嚇したりすることがあります。

○**巣がある木には近づかない。**

近くを通る時は帽子や傘を使いましょう。

○**飛ばないヒナを見つけても拾わない、近づかない!**

※日頃からカラスからの被害を減らすためにごみは決まった場所・時間に出しましょう。

問合せ 保健福祉課(運営)2階24番  
☎6464-9882 FAX6462-4854

## 市税事務所からのお知らせ

①**固定資産税・都市計画税(第1期分)の納期限は4月30日(火)です**

②**固定資産税(土地・家屋)に関する縦覧を行います**

固定資産税(土地または家屋)の納税者の方は、資産のある区を担当する市税事務所縦覧帳簿を縦覧できます(資産のある区に限る)。

**期間** 4月1日(月)~30日(火)(土・日・祝日を除く)  
9:00~17:30(金曜日は19:00まで)

**持物** 本人確認ができるもの、または納税通知書(代理人の場合は委任状が必要)

縦覧について  
詳しくはこちら



**問合せ** ①②弁天町市税事務所 固定資産税グループ  
☎4395-2957(土地)、2958(家屋) FAX7777-4505  
①船場法人市税事務所 固定資産税(償却資産)グループ  
☎4705-2941 FAX4705-2905

## 区長杯 第41回 ゲートボール大会 参加者募集

**日時** 5月19日(日)9:00~開会

**場所** 多目的広場(阪神高速海老江ランプ付近高架下)

**対象** 区内在住・在勤の方

**種別** 熟年の部(65歳以上)  
混合の部(65歳未満と65歳以上の混合)

**費用** 1チーム(監督1名と競技者5名)1,000円(当日支払)

**申込** 4月24日(水)までに窓口にて

**問合せ** 福島区体育厚生協会 事務局(福島区民センター内)  
☎6468-1771 FAX6463-0911



## 4月は「犬・猫を正しく飼う運動」強調月間

マナーを守り、みんなが快適に暮らせるまちづくりにご協力ください。

- 飼犬は登録し、年に一度、狂犬病予防注射を受けさせましょう
- 飼犬の放し飼いはやめ、飼猫は室内で飼いましょう
- トイレトレーニングを行い、糞や尿の後始末は飼い主が責任を持って行いましょう
- 鳴き声や臭い等で周囲に迷惑をかけないようにしましょう
- 動物の遺棄・虐待は犯罪です



### 令和6年度 狂犬病予防集注射

**日時** 4月7日(日)・16日(火)13:30~16:00 ※雨天決行

**場所** 福島区役所 1階検診車スペース

**費用** 1頭につき注射2,750円+注射済票交付手数料550円

飼犬の登録をしている方には、問診票を送付しています。ご記入のうえ会場にご持参ください。

※集注注射会場では飼犬の登録申請受付および鑑札交付は行いません。  
※飼犬の体調やアレルギーにより、注射を打てないことがあります。  
※首輪等は外れないよう適切に着け、制御できる人が連れてきてください。

詳しくは  
こちら



問合せ 保健福祉課(運営)2階24番 ☎6464-9973 FAX6462-4854

## 令和6年 春の全国交通安全運動 ~身につけよう 交通ルールと ヘルメット~

**期間** 4月6日(土)~15日(月)

### 【全国重点】

- こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守



### 【大阪重点】

- 高齢者の交通事故防止

### ●街頭啓発キャンペーン

**日時** 4月5日(金)16:00~

**場所** 阪神野田駅前広場

**問合せ** 交通事故をなくす運動 福島区推進本部  
市民協働課(市民協働)5階51番  
☎6464-9734 FAX6464-9987

## 4月から児童扶養手当・特別児童扶養手当等の 手当月額が改定されます

手当名		改定前	改定後
児童扶養手当 ※1	児童 全部支給	44,140円	45,500円
	1人目 一部支給	44,130円~10,410円	45,490円~10,740円
	児童 全部支給	10,420円	10,750円
	2人目 一部支給	10,410円~5,210円	10,740円~5,380円
特別児童扶養手当 ※2	児童 全部支給	6,250円	6,450円
	3人目以降 一部支給	6,240円~3,130円	6,440円~3,230円
特別児童扶養手当 ※2	1級	53,700円	55,350円
	2級	35,760円	36,860円
特別障がい者手当(20歳以上) ※3		27,980円	28,840円
障がい児福祉手当(20歳未満) ※3		15,220円	15,690円
経過的福祉手当(20歳以上) ※3		15,220円	15,690円

※1 ひとり親などの18歳未満の児童を養育し養育者の所得が基準を下回る場合に支給される手当  
※2 20歳未満で政令で定める程度の障がいがある児童を監護している養育者に支給される手当  
※3 身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態の方に支給される手当

### 問合せ ○児童扶養手当について

保健福祉課(子育て教育)2階20番 ☎6464-9860 FAX6462-4854

### ○児童扶養手当以外について

保健福祉課(地域福祉)2階21番 ☎6464-9857 FAX6462-4854

## 65歳以上の方へ 令和6年度からの介護保険料が変わります

65歳以上の方の介護保険料は、3年ごとに介護保険事業計画に基づき改定しています。次の見直しは令和9年度になります。

### 【令和6年度~令和8年度介護保険料(年額)の計算方法】

基準となる月額保険料9,249円×12月=年額110,988円(基準額)  
基準額(110,988円)(年額)×所得に応じた割合(0.335~3.00)

### 65歳以上の方に介護保険料決定通知書を送付します

- 4月中旬に送付する方: 口座振替または納付書で保険料を納付いただいている方(普通徴収の方)
- 7月中旬に送付する方: 年金から納付いただいている方(特別徴収の方)

保険料段階	対象者	令和6年度~令和8年度		
		割合	年額	
第1段階	・老齢福祉年金の受給者で、本人および世帯員全員が市町村民税非課税の方 ・生活保護の受給者	0.335	37,181円	
第2段階	本人が市町村民税非課税 同じ世帯にいる方全員が市町村民税非課税	本人の合計所得金額等(※1) +公的年金等収入額が80万円以下	0.335	37,181円
第3段階		本人の合計所得金額等(※1) +公的年金等収入額が120万円以下	0.485	53,830円
第4段階	本人が市町村民税非課税 同じ世帯に市町村民税課税者がいる方	第2段階・第3段階以外の方	0.685	76,027円
第5段階		本人の合計所得金額等(※1) +公的年金等収入額が80万円以下	0.85	94,340円
第6段階	本人が市町村民税課税	第5段階以外の方	1.00	110,988円
第7段階		本人の合計所得金額125万円以下の方	1.10	122,087円
第8段階		本人の合計所得金額125万円を超え200万円未満の方	1.25	138,735円
第9段階		本人の合計所得金額200万円以上300万円未満の方	1.50	166,482円
第10段階		本人の合計所得金額300万円以上400万円未満の方	1.75	194,229円
第11段階		本人の合計所得金額400万円以上500万円未満の方	2.00	221,976円
第12段階		本人の合計所得金額500万円以上600万円未満の方	2.20	244,174円
第13段階		本人の合計所得金額600万円以上700万円未満の方	2.40	266,372円
第14段階	本人の合計所得金額700万円以上1,000万円未満の方	2.60	288,569円	
第15段階	本人の合計所得金額1,000万円以上の方	3.00	332,964円	

※1:合計所得金額から公的年金等の所得金額を控除した額(平成30年度税制改正に伴う給与所得控除、公的年金等控除の引き下げによる影響を考慮し、調整)

問合せ 介護保険料コールセンター ☎7777-4269(4月16日(火)~30日(火)9:00~17:30 ※土・日・祝日を除く)  
保健福祉課(介護・高齢者福祉)2階22番 ☎6464-9859 FAX6462-4854